

宮崎県公報

平成28年2月25日(木曜日) 第 2771 号

峼 発 行

印刷 宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 37,200円

目	次
---	---

頁

○民有林の保安林の指定予定(3件)……(自然環境課)2

○指定自立支援医療機関(精神通院医療)の所在

地の変更……………………(// //) 2

○人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則の

○土砂災害警戒区域の指定…………(砂防課) 2

○指定障害福祉サービス事業者の指定・・・・・・・(障がい福祉課) 1

○建築基準法に基づく道路の位置の指定……(建築住宅課) 4

規

人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成28年2月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第9号

人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則(平成12年宮崎県規則第 119号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前 別表第1(第2条、第3条関係)

第1 建築物

77.1 建未	127	
区分	公共的施設	特定公共
		的施設
[略]		
7 教育	(1)・(2) [略]	[略]
施設	(3) 職業能力開発促進法(昭和44年	
	法律第64号) <u>第15条の6第1項各号</u>	
	に規定する施設	
[略]		
[略]		

別表第1(第2条、第3条関係)

第1 建築物

区分	公共的施設	特定公共
		的施設
[略]		
7 教育	(1)・(2) [略]	[略]
施設	(3) 職業能力開発促進法(昭和44年	
	法律第64号) <u>第15条の7第1項各号</u>	
	に規定する施設	
[略]		
「略]		

附則

この規則は、公布の日から施行する。

宮崎県告示第 129号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号) 第29条第1項の規定により、次のとおり指 定障害福祉サービス事業者の指定をした。

平成28年2月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事 業 所	指定障害福祉サービス事業所				指 定	サービスの
番号	名 称	所 在 地	名称	主たる事務 所の所在地	年月日	種類
4511726046	超えがお	北諸県郡三股町蓼 池1476-3	一般社団法人すま いるど	都城市山之口町花 木2276番地 5	平成28年2月1日	就労継続支援 B 型

宮崎県告示第 130号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第64条の規定により、精神通院医療を行う 指定自立支援医療機関の所在地変更について次のとおり届出があった。

平成28年2月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	所在	変更	
4 你	別在地	変更前	変更後	年月日
医療法人如月 会 訪問看護 ステーション そら	宮崎市	宮崎市広島 1丁目12番 13号 小野 ビル2F	宮崎市広島 1丁目12番 14号 小野 ビル1F	平成28年 2月1日

宮崎県告示第 131号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により 、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成28年2月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 串間市大字都井字大迫51 10-乙、5111-1、5111-2、5120
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字大迫5111-1・5120(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、5110-乙

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 132号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により 、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成28年2月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市南郷町中村字古河 之原乙5091、字松崎乙5092、字川之口乙5139-1、乙5152

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字松崎乙5092・字川之口乙5139-1 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、字古河之原乙5091、字川之口乙5152

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
- ェ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 133号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により 、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成28年2月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市南郷町榎原字荷谷 山甲2259・甲2264-2 (以上2筆について次の図に示す部分に限 る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 134号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成28年2月25日

宮崎県公報

				<u> </u>	ŦI
		宮崎県知事	河 野	俊	嗣
市町村名	地区名	土砂災害警戒区域 の箇所(渓流)番号	土砂災 原因と 現 象	なるÉ	然
延岡市	桑水流沢川	10 - 426 - 2 - 037	土	石	流
	瀬口沢川	10 - 426 - 2 - 038	土	石	流
	伊ノ木谷川	10 - 426 - 2 - 039	土	石	流
	中の小谷川	10 - 426 - 1 - 049	土	石	流
	南小谷川	10 - 203 - 2 - 046	土	石	流
	赤水町1	10 - 203 - 1 - 001	土	石	流
	本村谷川	10 - 203 - 1 - 002	土	石	流
	寺ヶ谷川	10 - 203 - 1 - 003	土	石	流
	裏ヶ谷川	10 - 203 - 2 - 001	土	石	流
	赤水ヶ沢	10 - 203 - 2 - 002	土	石	流
	桑水流	I - 1 - 1642	急傾斜	地の前	博壊
	桑水流第2	II - 1 - 2203	急傾斜	地の崩	博壊
	桑水流第3	II - 1 - 7739	急傾斜	地の前	博壊
	桑水流第 4	п — 1 — 7740	急傾斜	地の前	博壊
	赤水第1	I - 1 - 1469	急傾斜	地の前	博壊
	赤水第2	I - 1 - 1470	急傾斜	地の前	博壊
	赤水第3	I - 1 - 1471	急傾斜	地の前	博壊
	赤水第4	I - 1 - 1472	急傾斜	地の前	博壊
	赤水第5	I - 1 - 2200	急傾斜	地の崩	壊
	赤水第6	I - 1 - 3557	急傾斜	地の前	博壊
	鯛名第13	II - 1 - 7543	急傾斜	地の前	博壊
	鯛名第14	II - 1 - 7544	急傾斜	地の前	博壊
	鯛名第15	II - 1 - 7545	急傾斜	地の前	博壊
	赤水第7	II - 1 - 7546	急傾斜	地の前	博壊
	赤水第8	II - 1 - 7547	急傾斜	地の前	據

赤水第9	II - 1 - 7548	急傾斜地の崩壊	
赤水第11	II - 1 - 7550	急傾斜地の崩壊	
鯛名第16	П — 1 — 7601	急傾斜地の崩壊	
鯛名第17	II - 1 - 7602	急傾斜地の崩壊	
鯛名第19	П — 1 — 7604	急傾斜地の崩壊	
上鹿川-2	II - 1 - 7641	急傾斜地の崩壊	
上 鹿 川	II - 1 - 1667	急傾斜地の崩壊	

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及 び延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 135号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり 土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成28年2月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別 警戒区域の箇所 (渓流)番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現 象 の 種 類	
延岡市	瀬口沢川	10 - 426 - 2 - 038	土 石 流	
	南小谷川	10 - 203 - 2 - 046	土 石 流	
	寺ヶ谷川	10 - 203 - 1 - 003	土 石 流	
	裏ヶ谷川	10 - 203 - 2 - 001	土 石 流	
	桑水流	I - 1 - 1642	急傾斜地の崩壊	
	桑水流第2	II - 1 - 2203	急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊	
	桑水流第3	II - 1 - 7739		
	桑水流第 4	II - 1 - 7740	急傾斜地の崩壊	
	赤水第1	I - 1 - 1469	急傾斜地の崩壊	
	赤水第2	I - 1 - 1470	急傾斜地の崩壊	
	赤水第3	I - 1 - 1471	急傾斜地の崩壊	
	赤水第 4	I - 1 - 1472	急傾斜地の崩壊	

1 /24 20	1 2 /1 20	1 (110E1) 35 E77	. ,
	赤水第5	I - 1 - 2200	急傾斜地の崩壊
	赤水第6	I - 1 - 3557	急傾斜地の崩壊
	鯛名第13	II - 1 - 7543	急傾斜地の崩壊
	鯛名第14	II - 1 - 7544	急傾斜地の崩壊
	鯛名第15	II - 1 - 7545	急傾斜地の崩壊
	赤水第7	II - 1 - 7546	急傾斜地の崩壊
	赤水第8	II - 1 - 7547	急傾斜地の崩壊
	赤水第9	II - 1 - 7548	急傾斜地の崩壊
	赤水第11	II - 1 - 7550	急傾斜地の崩壊
	鯛名第16	II - 1 - 7601	急傾斜地の崩壊
	鯛名第17	II - 1 - 7602	急傾斜地の崩壊
	鯛名第19	II - 1 - 7604	急傾斜地の崩壊
	上鹿川-2	II - 1 - 7641	急傾斜地の崩壊
	上 鹿 川	II - 1 - 1667	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及 び延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 136号

建築基準法(昭和25年法律第 201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成28年2月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	申請者氏名	位	置		の概要 -トル)	指 定 年月日
留 与	以 石			幅員	延長	4月日
(小林) 27-5	門松岩男	小林市堤 3486番 2	字内侍塚	6.02	43.44	平成28 年2月 5日